

議会議案第2号

神奈川県最低賃金改定に関する意見書の提出について

神奈川県最低賃金改定に関し、次のとおり意見書を提出する。

平成25年6月20日提出

| | | | |
|-----|---------|---|--------|
| 提出者 | 鎌倉市議会議員 | 千 | 一 |
| 同 | 同 | 上 | 竹田 ゆかり |
| 同 | 同 | 上 | 岡田 和 則 |
| 同 | 同 | 上 | 三宅 真 里 |
| 同 | 同 | 上 | 山田 直 人 |
| 同 | 同 | 上 | 吉岡 和 江 |
| 賛成者 | 同 | 上 | 河村 琢 磨 |
| 同 | 同 | 上 | 西岡 幸 子 |
| 同 | 同 | 上 | 渡邊 昌一郎 |

神奈川県最低賃金改定に関する意見書

我が国における働く者の雇用と生活は、所得の低迷や格差拡大に歯止めがかからず、非正規労働者は全雇用者の35%を上回り、年収200万円以下で働く労働者(いわゆるワーキングプア)は1,100万人近くに及んでいる。みずから生計を維持している労働者層へも非正規労働が拡大しており、地域別最低賃金制度の役割は重要になってきている。

また、国においては、平成25年度から生活保護基準を引き下げる一般会計予算が編成された。平成25年度の地域別最低賃金改定に当たっては、平成19年施行の改正最低賃金法及び平成22年の雇用戦略対話合意の見直しについても適切な対応を求め、生活保護基準の引き下げが他の制度に波及し「貧困の連鎖」を引き起こさないようにしなければならない。

一方、特定(産業別)最低賃金は、地域別最低賃金と別の役割を果たす位置づけとして、当該産業の労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認め関係労使の主導により設定するものであり、かつ、地方最低賃金審議会での審議は、労使協議を補完・代替する役割を担っている。近年、地域別最低賃金の上昇もあり、特定(産業別)最低賃金の改定に当たっての必要性審議において「必要あり」に至らないケースが発生しており、平成25年度の特定(産業別)最低賃金の改定に当たっては、その役割を果たすために、関係労使の主導を尊重した必要性審議が行われることが重要である。

よって、国におかれては、平成25年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たっては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 地域別最低賃金の改定に当たっては、平成21年度の神奈川地方最低賃金審議会が公労使が結審した「生活保護との整合性」を図る観点から、生活保護との乖離解消を本年度で実現すること。
- 3 特定(産業別)最低賃金の改定に当たっては、当該産業の労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の必要性を認め関係労使の主導により設定し、地方最低賃金審議会における必要性審議に当たっては、従来の労使代表による本審だけでなく、当該産

業別の労使が入った審議の必要性も検討されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日

鎌倉市議会